

## 広島県公安委員会告示第35号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規程第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定を受けた者から同規則第5条第1項第1号に掲げる名称の変更について届出があったので、同規則第7条第2項の規定により公示する。

平成23年4月25日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

### 1 変更の内容

新名称 一般財団法人広島県交通安全協会

旧名称 財団法人広島県交通安全協会

### 2 変更年月日

平成23年4月1日